

小金井市防災会議条例

昭和38年12月27日条例第39号

改正 平成9年12月19日条例第32号 平成11年12月22日条例第50号  
平成24年12月20日条例第45号

(目的)

**第1条** この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき小金井市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務および組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

**第2条** 防災会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 小金井市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

**第3条** 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (2) 陸上自衛隊の隊員のうちから市長が委嘱する者
- (3) 東京都の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
- (4) 警視庁の警察官のうちから市長が委嘱する者
- (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (6) 市の教育委員会の教育長
- (7) 東京消防庁の消防吏員のうちから市長が委嘱する者
- (8) 消防団長
- (9) 指定公共機関、指定地方公共機関又は公共的団体の役員又は職員のうちから市長が委

嘱する者

(10) その他特に必要と認め、市長が委嘱する者

6 前項の委員の総数は、35人以内とする。

7 第5項第9号及び第10号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

**第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。**

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、市の職員、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関の役員または職員および学識経験のある者のうちから市長が委嘱または任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

**第5条 防災会議に部会を置くことができる。**

2 部会に属すべき委員および専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を処理する。

5 部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。

(議事等)

**第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。**

**付 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**付 則 (平成9年12月19日条例第32号)**

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

**付 則 (平成11年12月22日条例第50号)**

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

**付 則 (平成24年12月20日条例第45号)**

この条例は、公布の日から施行する。